

発議第 11 号

「核共有」の提言に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月22日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 植田 和子

// 小田桐 仙

「核共有」の提言に反対する意見書

ロシアによるウクライナへの侵略をめぐり、日本維新の会は、2022年3月3日、「ロシアによるウクライナ侵略に関する緊急提言」を政府に提出した。提言には、「ロシアが核による威嚇という暴挙に出てきた深刻な事態を直視し、核共有（ニュークリア・シェアリング）による防衛力強化等に関する議論を開始する」ことを盛り込んだ。また政府与党の自由民主党一部幹部や元首相なども導入に積極的立場から議論を求めている。

核共有は、アメリカが同盟国にある米軍基地に核兵器を置き、共同で核を管理、運用する仕組みである。これが実現されれば、在日米軍基地に核兵器が配備されることをあからさまに認めることになりかねない。

これは、再び戦争の惨禍が起こることのないよう決意した日本国憲法や、力の論理を否定し、紛争の平和的解決を求めた国連憲章の精神にも反する。さらには、唯一の戦争被爆国であり、非核三原則を国是とする日本では、絶対に許されない。

よって、平和都市宣言をしている本市議会として、核共有の提言に反対し、非核三原則の堅持を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年6月22日

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
法務大臣	古川	禎久	様
外務大臣	林	芳正	様
防衛大臣	岸	信夫	様

千葉県流山市議会

発議第 12 号

新型コロナウイルス感染症の後遺症患者への救済を求める意見書
について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月22日提出

提出者

流山市議会議員 高橋 光

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

// 小田桐 仙

// 乾 紳一郎

新型コロナウイルス感染症の後遺症患者への救済を求める意見書

感染症と診断されてから半年が経過しても心身の不調が続く、いわゆる新型コロナウイルス感染症の後遺症（以下、コロナ後遺症）があることが、2021年6月、厚生労働科学研究班の中間報告で判明した。

これを受け2021年12月、厚生労働省は、医療関係者向けの後遺症についての「診療の手引き」を公表し、さらに今年4月、新しい「診療の手引き」を公表し、新たなデータが得られれば内容を今後も更新していく方針である。

しかし、コロナ後遺症について、認知度がまだ低く、今のところ確立した治療法がない。ましてや、専門外来を設けている医療機関や、相談窓口を開設している自治体も少ない。また、コロナ後遺症により、仕事や学校を長期間休まざるを得なくなり、生活が困窮してしまう方や、周囲に理解されず孤立感を深める方、症状が悪化する方も生まれている。さらには、原因不明の慢性疾患「筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（以下、ME／CF S）」との関連が指摘されていることから、コロナ後遺症が疑われた患者の中でME／CF Sと診断されたケースも出ている。

そこで、政府等に対し、下記のことを強く求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の後遺症について、政府は実態を調査し、正確な情報の発信・国民との共有はもとより、後遺症で苦しむ方への差別等の禁止を呼び掛けること。
- 2 コロナ後遺症に対する医療機関による受け入れ体制の充実、治療法の研究・開発を促進し、治療費を保障すること。
- 3 コロナ後遺症に対する補償や生活費の援助等、日本国憲法第25条に基づく、支援を行うこと。
- 4 東京都は、八つの都立・公社病院に「コロナ後遺症相談窓口」を開設し、電話による相談を無料で受け付けていることから、地方自治体による専門的な相談窓口開設に対する財政支援を強化するとともに、「診療の手引き」は随時、更新・充実を図り、全都道府県で相談窓口の体制強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年6月22日

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
総務大臣	金子	恭之	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
厚生労働大臣	後藤	茂之	様
経済再生担当大臣	山際	大志郎	様
千葉県知事	熊谷	俊人	様

千葉県流山市議会

発議第 13 号

新型コロナウイルスワクチン接種後の後遺症患者の救済を求める
意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月22日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 植田 和子

// 小田桐 仙

新型コロナウイルスワクチン接種後の後遺症患者の救済を求める 意見書

2021年2月から、新型コロナウイルスワクチンの接種が開始された。すでに我が国では1億人以上が接種を受けたとされている。

同時にワクチン接種後、呼吸困難、胸の痛み、動悸、異常な倦怠感、しびれ、筋肉のまひ、頭痛、めまいなど、多岐にわたる症状を有し、日常生活に様々な支障を抱えてしまった方、働けず経済的困難に陥った方もいると報道されている。

しかしながら、予防接種後健康被害救済制度では、ほとんどの人が救済されず、かつ、そのほとんどは、治療法すら確立されていない。

そこで、政府等に対し、下記のことを要請する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種後の後遺症（以下、接種後遺症）について、政府は実態を調査し、正確な情報の発信・国民との共有はもとより、後遺症で苦しむ方への差別等の禁止を呼び掛けること。
 - 2 接種後遺症に対する医療機関による受け入れ体制の充実、治療法の研究・開発を促進し、治療費を保障すること。
 - 3 接種後遺症に対する補償や生活費の援助等、日本国憲法第25条に基づき、支援を行うこと。
 - 4 愛知県では、電話相談にとどまらず、県内11病院を公表し、診察・治療を支援する体制を明確化していることから、千葉県でも県民にこれまで以上に寄り添った支援体制を構築・公表すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2022年6月22日

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
総務大臣	金子	恭之	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
厚生労働大臣	後藤	茂之	様
内閣官房長官	松野	博一	様
経済再生担当大臣	山際	大志郎	様
千葉県知事	熊谷	俊人	様

千葉県流山市議会

発議第 14 号

教職員における労働環境の改善を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月22日提出

提出者

流山市議会議員 小田桐 仙

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 近藤 美保

// 植田 和子

// 乾 紳一郎

教職員における労働環境の改善を求める意見書

教職員の長時間労働が深刻な課題となっている。背景には、半世紀前に制定された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法）がある。つまり、公立の小中学校や高校などの教員の給与は、当時の月の残業時間の平均、およそ８時間をもとに月給の４％相当が支給される一方で、残業時間が増えても残業代が支払われないことに起因する。実際県内でも、仕事量が減らないまま早く帰るよう求められた結果、見かけ上の残業を減らすために、勤務時間の書き換えや自宅への持ち帰り残業が確認されている。

そこで政府等関係機関に対し、下記のことを要望する。

記

- 1 教職員の残業代等、働いた対価を支払うよう給特法の改正を進めること。
 - 2 千葉県教育員会は正規教職員の増員・確保に全力で取り組むとともに、その財源について、国は十分な支援を行うこと。
 - 3 学校規模等に乗じた教職員の加配定数及び事務的軽作業を支援する人員について、学校現場の実情を十分加味した対応を早期に図ること。
 - 4 勤務時間の過少報告について、「教職員公務員の勤務時間等の勤務条件に係る原則」を再度現場へ徹底するとともに、各教育委員会及び各学校管理者に実態把握・再発防止等を求めること。
 - 5 自治体で実施している「部活動支援事業」等は、教職員の負担軽減と専門的人材の有効活用に効果をあげていることから、全額自治体負担とせず、国・都道府県も補助制度を創設すること。
- 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２２年６月２２日

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
総務大臣	金子	恭之	様
法務大臣	古川	禎久	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
文部科学大臣	末松	信介	様
千葉県知事	熊谷	俊人	様

千葉県流山市議会

発議第 15 号

災害被災者に対する生活再建策等の充実を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月22日提出

提出者

流山市議会議員 高橋 光

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

// 小田桐 仙

// 乾 紳一郎

災害被災者に対する生活再建策等の充実を求める意見書

2011年3月、東日本大震災では、把握されている限りで少なくとも約4万人（2021年10月現在）の被災者が今なお避難生活を余儀なくされている。また、これまでの間にも広範囲で大きな被害を出した豪雨をはじめ、連続する台風、記録的な大雪の被害が頻発し、多くの人命が犠牲になり、全半壊などの住宅被害も頻発している。

一方、自治体も地域住民も、度重なる自然災害にあってもなお、生活及び事業経営の再建に向け、懸命な努力を重ねている。これら被災者の最大の願いは、一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、日常の暮らしを取りもどすことであり、住宅再建が決定的と言える。

しかし、現行法制度下では、被災した方の大半は、支援を受けられないままである。そこで、政府に対し、下記のことを要請する。

記

- 1 被災者生活再建支援法にもとづく支援金については、少なくとも最高額を500万円に引き上げること。
 - 2 支援金の支給について、一部損壊を対象に含めるなど支給対象を拡大すること。また、小規模な自然災害にも支給できるよう適用条件を大幅に緩和すること。
 - 3 当該支援金の財源について、国の負担割合を引き上げること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年6月22日

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
総務大臣	金子	恭之	様
法務大臣	古川	禎久	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
復興大臣	西銘	恒三郎	様

千葉県流山市議会

発議第 16 号

女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月22日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 小田桐 仙

// 乾 紳一郎

女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

女子差別撤廃条約（以下「本条約」という。）の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を定めた女子差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」という。）が国連総会で1999年に採択され、本条約の締約国のうち114か国が批准しているが、日本はまだ批准していない。

選択議定書は女性の人権保障の「国際基準」として、条約の実効性確保に重要な役割を果たしている。日本においても選択議定書を批准することで、性別による不平等の解消につながることを期待される。

国連女子差別撤廃委員会における日本の本条約実施状況報告審議では、選択議定書の批准が奨励され、日本が批准を検討するよう繰り返し求めている。さらに、国会においても選択議定書の批准に関する請願が採択されており、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」には、「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」と明記されている。

政府はこの状況を真摯に受け止めて、男女平等を実現し、すべての人が尊重される社会を作るために、速やかに選択議定書の批准に向けて動き出すべきである。

よって、国会及び政府に対し、選択議定書を速やかに批准するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年6月22日

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	山東 昭子 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
総務大臣	金子 恭之 様
法務大臣	古川 禎久 様
外務大臣	林 芳正 様
内閣府特命担当大臣 （男女共同参画）	野田 聖子 様

千葉県流山市議会